

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター ボイラ給水ポンプ部品補修	
契約の相手方	株式会社 西島製作所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ごみ焼却プラントである東クリーンセンターは年末年始を除き、24時間安定かつ適正にゴミ焼却を行うとともに、ゴミ焼却により発生する熱を利用してボイラで蒸気を作り、発電を行っている。</p> <p>ボイラ給水ポンプは、焼却炉運転中、常時ボイラ本体に水を供給する重要な機器であり、故障等が発生すると、ボイラの空焚き等の重大事故やごみ焼却業務の長期停止に繋がる。</p> <p>そのため、ボイラ給水ポンプの不測の事態に備え、当該ポンプを構成する重要部品を整備し早期復旧が行えるよう、予備部品として確保しておく必要がある。</p> <p>当該ポンプは東クリーンセンターの要求仕様を満足するよう、㈱西島製作所が独自の技術により設計、製作したものである。当該ポンプを構成する部品の補修はポンプの既存部分との整合を図り、機能回復させる必要があるが、他者では当該ポンプを構成する部品図面は所有しておらず、技術的知見を知り得ないため、上記契約の相手方以外に補修を行うことは出来ない。</p> <p>よって、上記業者を契約の相手方として随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター	(電話番号 452-4100)